

甲州市原産地呼称ワイン認証制度

甲州市原産地呼称ワインの基準要件

資格者要件：甲州市内に事業所を置くワイナリー。(事前にブドウ畑の登録が必須)※1

- ブドウの産地：山梨県産ブドウであり、うち85%以上甲州市産ブドウを使用
同一年収穫のブドウを85%以上使用
- 対象品種：(1)甲州種、(2)欧州系醸造専用品種、(3)国内改良品種
(1)は他品種とのブレンド不可
- 最低果汁糖度：(1)15.0度以上、(2)18.0度以上、(3)17.0度以上※2
- ラベル記載表示：収穫年は表ラベルに表示
収穫地(産地表示)は表または裏ラベルに表示 ※3
品種は、甲州種については表ラベルに表示し、それ以外の品種は
「果実酒等の製法品質表示基準」に従っての表示 ※4

- ※1 甲州市内にある醸造用ブドウ畑(内容：畑の所在地、栽培者、品種等)を登録する必要があります。
- ※2 気象条件が恵まれない年は、認証審査会の判断により規定する最低果汁糖度を1度下げることができます。
- ※3 収穫地の表示は、「市」「地区」「大字」「小字」「畑」の順に表示し、当該表示地で収穫されたブドウを85%以上使用した場合に限り表示することができます。
- ※4 果実酒等の製法品質表示基準については国税庁のホームページからご覧ください。

認証を受けた畑を
見てもらうこと。

畑からワイン造りに繋がっている事を
消費者に理解していただくため認証畑
に表示看板を設置しています。



Koshu City Appellation Control Certified Vineyard

原産地呼称が意味するもの。

審査の流れ

甲州市認証の称号を付与するため、圃場現地確認審査、書類審査、官能審査、第二次ラベル表示適合審査の4種審査を実施しています。



「圃場現地確認審査」

申請を受けた畑に赴き、書類との整合性(品種、地番、面積、収穫量)を目視により確認し審査を行います。



「書類審査」

ワインの書類上(収穫量に相応する生産本数であるか等)とラベル表示の適合を確認し審査を行います。



「官能審査」

利き酒評点票(色調、香り等20点方式)に基づき、ワインの品質審査を行います。



「第二次ラベル表示適合審査」

書類審査時に無ラベルで出品したワイン。また、記載表示の修正を求められたワインを対象に審査を行います。

「認証書の交付と認証の表示」

一連の審査に合格したワインに対し認証書を交付します。
認証の表示は、市が交付した認証シールを表面に貼付するか「甲州市原産地呼称ワイン認証審査会認証」又は「Koshu City Appellation Control」のいずれかを表ラベルに表示します。

